	概要
	外国投資家は、環境保護・林業省による推薦を条件として、国立公園、保全され、又は保護された公有林における長期間にわたる原木伐採（チーク材を除く。）及び人工林の設立に関連する事業への投資が認められる。 注1　堅材は、非単子葉の被子植物である樹木による材木及びその樹木自体を表すものとして使用される。堅材は、一般に広葉樹であり、温帯及び亜寒帯では主として落葉樹であるが、熱帯及び亜熱帯では主として常緑樹である。 注2　自然林は、一定程度管理されているか又は管理されていないとみられる森林を指す。そのような森林は、相当な期間人為的な関与がない場合に原生林としての基本的構造を形成するとみられる。 注3　保護地域システムは、特に生物多様性、天然資源及びこれに関連する文化的資源を保護することを目的として、法的又は他の効果的な手段により管理される陸地又は水域を指す。（国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）千九百九十四年）
九	
分野	漁業
小分野	海洋魚類、エビ類及び他の水生生物に関する漁業 魚類、甲殻類及び軟体動物の船上における加工に関連するサービス並びに他の関連サービス並びに海産物の採捕に関連するサービス 淡水魚の採捕に関連するサービス 検疫、水産物の養殖及び加工の品質管理並びに養殖のための飼料、薬品及び化学薬品の供給に関するサービス
産業分類	ＩＳＩＣ　〇五〇〇　漁業、ふ化場操業、養殖 ＣＰＣ　八八二〇〇　漁業に付随するサービス活動
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(j)及び第五条 ミャンマー海洋漁業法（千九百九十年）第二章及び第五章 外国漁船の漁業権に関する法律（千九百八十九年）第六条
概要	外国投資法に基づいて又は合弁企業により組織的な形で漁業に関連する事業を実施することを希望する外国投資家は、所定の申請形式に基づいて漁業局長に免許を申請しなければならない（「漁業」には、魚類の採捕、養殖、探査、調査、栽培、繁殖、加工、輸送、貯蔵及び販売を含む。）。 国外に居住する者又はその代理人が、ミャンマーの排他的経済水域（領海の外側）において漁業を行うことを希望する場合には、所定の申請形式に基づいて漁業局に申請しなければならない。
十	
分野	鉱業及び土石採取業
小分野	天然ガスの探査及び採掘 石油の探査及び採掘
産業分類	ＩＳＩＣ　一一一〇　原油及び天然ガスの採掘
留保の種類	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九（二）
概要	外国投資家は、当該外国投資家とエネルギー省との間の生産物分与契約によって課される次の要求に従うことを条件として、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連する事業への投資が認められる。 取締役会は、七人の構成員により構成され、ミャンマー側から四人が選出され、そのうちの一人が議長となるとともに、外国投資家側から三人が選出されなければならない。
十一	
分野	鉱業及び土石採取業に付随するサービス
小分野	天然ガスの探査及び採掘に関連するサービス 石油の探査及び採掘に関連するサービス
産業分類	ＣＰＣ　八八三〇〇　鉱業に付随するサービス
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九（二）
概要	外国投資家は、ミャンマー政府又はミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連するサービスへの投資が認められる。 外国投資家は、当該外国投資家とエネルギー省との間の生産物分与契約によって課される次の要求に従うことを条件として、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連する事業への投資が認められる。 取締役会は、七人の構成員により構成され、ミャンマー側から四人が選出され、そのうちの一人が議長となるとともに、外国投資家側から三人が選出されなければならない。

十二	
分野	運輸業
小分野	国内航空運輸サービス及び国際航空運輸サービス
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条及び第三十五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六
概要	外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミャンマー航空又はミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、国内航空運輸サービス及び国際航空運輸サービスに関連する事業への投資が認められる。
十三	
分野	運輸業
小分野	内水旅客・貨物運輸業
産業分類	ＣＰＣ　七二二一　内水旅客運輸サービス ＣＰＣ　七二二二　内水貨物運輸サービス
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十七
概要	外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、旅客及び貨物についての内水運送サービスに関連する事業への投資が認められる。
十四	
分野	金融業
小分野	銀行業、証券業及び保険業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	ミャンマー金融機関法（千九百九十年）第十三条及び第十四条 証券取引法（二千十三年）第七条及び第八条 保険業法（千九百九十六年）第五章
概要	外国投資家は、ミャンマー金融機関法、証券取引法及び保険業法の下の関連規則に従い、金融分野（銀行サービス、証券サービス及び保険サービス）への投資が認められる。 注　この協定の第七条1(d)は、ミャンマー金融機関法、証券取引法及び保険業法の関連規則が発出された後にのみ、適用する。
十五	
分野	郵便及び電気通信サービス
小分野	郵便サービス クーリエ・サービス 電気通信サービス 音声電話サービス パケット交換データ伝送サービス 回線交換データ伝送サービス テレックス・サービス 電信サービス ファクシミリ・サービス 専用回線サービス 電子メール・サービス ボイスメール・サービス 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス 電子データ交換（ＥＤＩ） 高度・付加価値ファクシミリ・サービス（蓄積交換型及び蓄積読出型を含む。） コード及びプロトコルの変換 情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）